多摩市廃棄物処理手数料収納事務委託受託者の手引き

平成２８年１月作成

令和７年２月改訂

多摩市

目　　次

１．多摩市廃棄物有料指定袋（多摩市指定ごみ袋）の取扱いについて……1

２．廃棄物処理手数料の収納等の委託契約について……1

３．取扱い品目について……4

４．取扱店の標識等の掲示について……5

５．取扱店の主な業務内容……5

（１）家庭系有料指定袋等の発注及び在庫管理……5

（２）納品……6

（３）廃棄物処理手数料の収納及び指定袋・処理券の販売（交付）……6

（４）廃棄物処理手数料の納付及び委託料の支払い……8

６．インボイス制度における有料指定袋等の取扱いについて……9

７．取扱いにあたっての注意事項……10

８．手数料の払い戻し、有料指定袋等の交換について……11

９．業務委託内容の変更及び契約の解除について……11

１０．問い合わせ先……11

この手引きは、家庭系廃棄物有料指定袋、事業系一般廃棄物有料指定袋、粗大ごみ処理券及びし尿処理券の取扱店としてご協力いただくために必要な手続きや業務手順を解説したものです。

１．多摩市廃棄物有料指定袋（多摩市指定ごみ袋）の取扱いについて

平成２０年４月から多摩市指定有料指定袋によるごみの収集がスタートしました。市民や事業者の方がスムーズにごみを排出することができるよう、一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック、粗大ごみ、し尿及び小規模事業者から排出される事業系ごみを処理するのに必要な指定袋等の販売業務を委託するものです。

委託を受けた取扱店の業務は、有料指定袋等の販売の形式をとりますが、実際には次のような収納事務委託となります。

①取扱店舗における有料指定袋等の保管及び在庫管理。
②市民や事業者が支払うごみ処理手数料を市に代わって徴収する。
③ごみ処理手数料と引き換えに有料指定袋や処理券を交付する。
④ごみ処理手数料を多摩市公金取扱金融機関へ納付する。

以上のような委託内容について業務委託契約を締結することで、ごみ袋等を取り扱っていただけます。

２．廃棄物処理手数料の収納等の委託契約について

この契約は「多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成５年３月３１日条例第３号)」により定められた廃棄物処理手数料の収入事務等について、地方自治法施行令第１５８条に基づき、多摩市と取扱店との間に締結するものです。契約の手続きの流れは以下のようになります。

⑴多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱申込書（資料１）により申込みください。
⑵契約手続きに必要な書類等を確認後、契約締結を行います。

契約の手続きに際し、次の書類を提出していただくことになります。

【ごみ袋の取扱いの申請時に必要な書類】

多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱申込書 （資料１　第１号様式）	※取扱店舗ごとに提出をお願いします。販売開始の 2 か月前までを目途に提出ください。

【契約締結時に必要な書類】

個人の場合	◎納税証明書（市民税） 納税証明書の提出が困難な場合は、 ○住民票及び印鑑証明	
法人の場合	◎納税証明書（法人市民税） 納税証明書の提出が困難な場合は、 ○全部事項証明書　　もしくは　　○定款及び印鑑証明	
使用印鑑届　（資料４　第４号様式）		契約書類等に押印が必要な際に使用される印です。

【契約締結後に必要な書類】

多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱店設置届 （資料２　第２号様式）	※設置届は店舗毎の提出となります。
代理人届 （資料３　第３号様式）	※必要な方のみの提出となります。 ※スーパー、コンビニエンストストア等において法人格で契約した場合で店長等が実際の事務を取り扱う場合に必要になります。 ※代理人届を行う場合には、使用印鑑届を再度提出する必要はありません。

【契約後に変更がある場合に必要な書類】

代表者等変更届 （資料５　第５号様式）	組織・商号又は名称・代表者・代理人・所在地・印鑑・電話番号等の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

【契約を解除する場合に必要な書類】

契約解除の申し出 （資料６　第６号様式）	契約解除の申し出は、解除予定日の９０日前までに届出をしてください。

３．取扱い品目について

取扱う廃棄物処理手数料は以下のとおりです。

種別		販売価格（内税）	ばら売り（１枚）価格（内税）
家庭系有料指定袋	燃やせるごみミニ袋（５ℓ）（１袋１０枚）	７０円	７円
	燃やせるごみ小袋（１０ℓ）（１袋１０枚）	１５０円	１５円
	燃やせるごみ中袋（２０ℓ）（１袋１０枚）	３００円	３０円
	燃やせるごみ大袋（４０ℓ）（１袋１０枚）	６００円	６０円
	燃やせないごみミニ袋（５ℓ）（１袋１０枚）	７０円	７円
	燃やせないごみ小袋（１０ℓ）（１袋１０枚）	１５０円	１５円
	燃やせないごみ中袋（２０ℓ）（１袋１０枚）	３００円	３０円
	燃やせないごみ大袋（４０ℓ）（１袋１０枚）	６００円	６０円
	プラスチック中袋（２０ℓ）（１袋１０枚）	１００円	１０円
	プラスチック大袋（４０ℓ）（１袋１０枚）	２００円	２０円
※事業系一般廃棄物有料指定袋	燃やせるごみM袋（２０ℓ）（１袋２０枚）	２，８００円	
	燃やせるごみＬ袋（４０ℓ）（１袋１０枚）	２，８００円	
	燃やせないごみM袋（２０ℓ）（１袋２０枚）	２，８００円	
	燃やせないごみＬ袋（４０ℓ）（１袋１０枚）	２，８００円	
	燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用（２０ℓ）（１袋２０枚）	２，８００円	
	燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用（２０ℓ）（１袋２０枚）	２，８００円	
粗大ごみ処理券	２００円券	２００円	
	４００円券	４００円	
し尿処理券	２５０円券	２５０円	
	５００円券	５００円	
	１０００円券	１，０００円	

※事業系一般廃棄物有料指定袋については、令和６年４月より燃やせるごみと燃やせないごみを兼用化した仕様に変更いたしました。詳しくはＰ７をご確認ください。

４．取扱店の標識等の掲示について

市との委託契約締結後、取扱店表示ステッカー（資料７）やのぼり旗を配布しますので、店舗の入口等の見やすい場所に掲示し、取扱店であることを市民の方に周知してください。

５．取扱店の主な業務内容

大まかな業務の流れは以下のようになります。

有料指定袋等を発注する。（週２回）

↓

有料指定袋等が納品される。（週２回）

↓

有料指定袋等を販売（交付）する。

↓

手数料を市に納付する。

⑴家庭系有料指定袋等の発注及び在庫管理

以下の手順でごみ袋等の発注を行ってください。なお、市民や事業者の方が適正にごみを排出することができるよう、取扱店には常に取扱い品目のごみ袋等が揃っている必要がありますので、欠品がないよう在庫管理にご協力をお願いいたします。

①発注方法

ごみ袋・処理券の発注先及び配送元は、製袋業者である大倉工業㈱東京支店です。FAX またはインターネット・スマートフォンにて発注をお願いします。FAX による発注の場合は、必ず取扱店ごとの指定の発注書（家庭系有料指定袋のみの取扱店舗は資料８、粗大ごみ処理券等も取扱う店舗は資料９）を使用してください。発注用紙が不足する場合は、大倉工業㈱へご連絡していただければお届けします。

※発注用紙のコピーは、誤配送の原因となりうるため、ご遠慮ください。

②発注先

大倉工業㈱東京支店　環境製品課

FAX　１８６－０１２０－９９８－５３０

インターネット発注　https://edi.okr-ind.co.jp/TrashBagOrder/Login.aspx

スマホ発注 https://ec.okr-ind.co.jp/TrashBagOrder/page/myLogin_mobile.jsp

スマホ発注QRコード

※インターネット発注、スマホ発注の場合は、事前に登録申し込みが必要になります。ご希望の場合は下記にお問い合わせください。

TEL　０３－６９１２－５０９１

（受付時間　平日 9:30～12：00、13：00～17：00）

※ごみ袋製造業者の変更等に伴い発注先が変更される場合は、別途ご連絡いたします。

③発注単位

種　　類	配送単位
家庭系廃棄物有料指定袋	２５袋／箱
事業系一般廃棄物有料指定袋	５袋／セット
粗大ごみ処理券	５０枚／セット
し尿処理券	５枚／セット

④店舗への配送日

月曜日正午１２：００まで発注分⇒翌日火曜日に店舗配送

木曜日正午１２：００まで発注分⇒翌日金曜日に店舗配送

※土日、祝日の配送はありませんのでご注意ください。祝日、連休の関係で一部配送が変則的になる部分もありますので、詳細は大倉工業㈱から届く発注・配送カレンダーを参考にゆとりをもって発注をお願いします。

(2)納品

納品を受ける際は、指定袋や処理券の数量及び種別を確認のうえ、納品書に受領印もしくはサインをして、納品書（取扱店控）は保管してください。

※受領印もしくはサインをいただいた後、原則返品・交換はできかねますので、必ず、数量、種別をご確認の上、納品をお受け願います。

(3)廃棄物処理手数料の収納及び指定袋・処理券の販売（交付）

①手数料納付者（＝市民、事業者）への販売（交付）

納付された廃棄物処理手数料の金額に応じ、指定袋や処理券を販売（交付）してください。

家庭系廃棄物有料指定袋には、１０枚入りの外袋（１セット）及び中身の袋１枚ごとに、事業系一般廃棄物有料指定袋にはセットの外袋に、また粗大ごみ処理券には１枚ごとにバーコード（JAN コード）（資料１０）が印刷されています。会計の際にバーコードの対応ができる取扱店におかれましては、読み取り設定を行ってください。

【家庭系廃棄物有料指定袋】

原則としてセット単位（10 枚／セット）の販売となりますが、家庭系有料指定袋については１枚単位での販売（ばら売り）も可能です。

ばら売りを実施していただける場合、市の HP 等にてばら売り実施店舗として掲載させていただきますのでご連絡をお願いします。

【事業系一般廃棄物有料指定袋】

事業系のごみ袋については必ずセット単位での販売をお願いします。また、販売の際は手数料納付者（事業者）に事業系一般廃棄物処理依頼書（資料１１）を記入していただき、３枚目の納付者交付用を領収書として渡してください。１枚目の多摩市提出用は、２ヶ月に一回程度、市に送付してください。

※令和６年３月末までに事業系一般廃棄物有料指定袋の取扱店契約をされた店舗対象

令和６年４月より燃やせるごみと燃やせないごみを兼用化した仕様に変更いたします。

令和６年３月末まで納品されます。**販売は令和７年９月末まで可能**です。原則、在庫がなくなるまで販売のご協力をお願いします。

令和６年４月以降納品分より変更します。納品次第販売可能です。

商品番号４１ 事業系有料指定袋燃やせるごみ用M（２０ℓ）オレンジ色 商品番号５１ 事業系有料指定袋燃やせないごみ用M（２０ℓ）青色	商品番号４５ 事業系有料指定袋 燃やせるごみ・燃やせるごみ兼用 M（２０ℓ）紫色
商品番号４２ 事業系有料指定袋燃やせるごみ用L（４０ℓ）オレンジ色 商品番号５２ 事業系有料指定袋燃やせないごみ用L（４０ℓ）青色	商品番号４６ 事業系有料指定袋 燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用 L（４０ℓ）紫色

【粗大ごみ処理券】

２００円券と４００円券の２種類となりますので、納付された金額に応じて組み合わせて販売してください。

なお、粗大ごみは事前に申し込み制になっており、受付はインターネットまたは専用ダイヤルにて承っています。粗大ごみ処理料金等に関する問い合わせがあった場合は、多摩市 HP をご確認いただくか、粗大ごみ専用ダイヤル（０４２－３７５－９７１３）に問い合わせしていただくようご案内をお願いします。

【し尿処理券】

２５０円券、５００円券、１０００円券の３種類となりますので、納付された金額に応じて組み合わせて販売してください。

②領収書の発行

家庭系廃棄物有料指定袋、粗大ごみ処理券及びし尿処理券を販売した際には、領収書を発行してください。（※事業系一般廃棄物有料指定袋の場合は、事業系一般廃棄物処理依頼書による。）領収書の発行はレジスター等によるレシート等により行ってください。市民や事業者の方から特に申し出があった場合は、現在店舗で使用している領収書等を発行してください。

※領収印について

経営形態が法人格またはコンビニエンストストア等については、領収印使用届（資料１２　第７号様式）を提出していただくことにより、通常個々に使用されている店舗の領収印を使用することができます。届出をしてある領収印を変更する場合は、領収印変更届（資料１３　第８号様式）の提出が必要となります。

(4)廃棄物処理手数料の納付及び委託料の支払い

①廃棄物処理手数料の納付

製袋業者から納品された月ごとの有料指定袋・処理券のごみ処理手数料を市に納付していただきます。納品のあった月の翌月上旬ごろまでに、前月分のごみ処理手数料の納付書（資料１４）を送付いたしますので、納付書に記載されている多摩市公金取扱金融機関に指定期限（請求のあった日から２０日以内）までに納付をお願いいたします。

指定期限を過ぎて２ヶ月納付が確認できない場合、発注の停止や契約解除の対象となりますのでご注意ください。

②業務委託料の支払い

納付していただく廃棄物処理手数料の６％にあたる金額に消費税を加算した額が業務委託料となります。廃棄物処理手数料を、委託料の金額を差し引いて納めていてだくことで、業務委託料をお支払いいたします。

なお、多摩市エコショップ制度認定店舗における業務委託料率については次頁を参照してください。

【納付額及び業務委託料の例】

例）　取扱店Ａが１０月中に家庭系有料指定袋の燃やせるごみ４０ℓを１箱、プラスチック２箱を発注し、納品された場合、１１月上旬ごろに市からＡ店に以下のような納付書が送られてきます。

・納品した数量に応じた廃棄物処理手数料
燃やせるごみ４０ℓ１箱（15,000 円）＋プラスチック２０ℓ２箱（5,000 円）＝20,000 円
・業務委託料
20,000 円×6%×1.10（消費税）＝1,320 円
・市から発行する納付書の納付額
20,000 円－1,320 円＝**18,680 円**

この納付額を納期限までに納めていただくことになります。

～多摩市エコショップ認定店舗における業務委託料率～

通常の業務委託料率は６％となりますが、多摩市エコショップ認定制度によるエコショップ認定を受けた店舗については認定のランクに応じて委託料率（８％、１０％、１２％）が変わります。

多摩市 HP：多摩市エコショップについて
https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/1010569/1010641.html

多摩市ＨＰ

６．インボイス制度における有料指定袋等の取扱いについて

⑴適格請求書発行事業者としての多摩市の情報

登録番号：Ｔ３０００２０１３２２４１
氏名又は名称：多摩市
登録年月日：令和５年１０月１日
所在地：東京都多摩市関戸６丁目１２－１

⑵消費税

家庭系・事業系有料指定袋及び粗大ごみ・し尿処理券についてはすべて課税（内税）扱いとなります。

⑶インボイス対応について

家庭系・事業系有料指定袋及び粗大ごみ・し尿処理券のすべてについて「納入通知書兼領収書」をインボイス対応しております。**納入通知書兼領収書と納品書一覧、納品書番号一覧に記載された当該月の納品書は、あわせてインボイスとなりますので保存をお願いいたします。（資料１４）**

① 取扱店において、家庭系有料指定袋、粗大ごみ処理券、し尿処理券は、購入者が市民となるため、インボイスの交付は必要ありません。

② 事業系有料指定袋は、購入者が事業者となるため、インボイスの発行が求められる場合があります。**適格請求書発行事業者として登録している取扱店におかれましては、インボイス制度に則り、適切にインボイスを作成・交付していただきますようお願いいたします**。「事業系一般廃棄物等処理手数料領収書」には、適用税率、消費税額、登録番号を記載する欄がありますのでこちらを利用いただくことも可能です。その際、登録番号は多摩市の番号ではなく取扱店の番号を記載ください。取扱店にてインボイスを作成するに当たっては、国税庁資料「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」等をご参照いただき、国の定める消費税の計算方法に従って消費税額を算出してください。**なお、適格請求書発行事業者として登録していない取扱店につきましては、インボイスを交付することはできません。市で代理交付は原則行いませんのでご了承ください。**

参考（価格等）

種類	価格	税率
事業系可燃・不燃 M（20ℓ）20 枚入り	2,800 円（税込）	10%
事業系可燃・不燃 L（40ℓ）10 枚入り	2,800 円（税込）	10%

参考（税額）

（例）事業系可燃　L　5 セット購入した場合 2,800×５×10／110＝1,272 円

インボイス制度については、国税庁のインボイス制度問い合わせ窓口にお問い合わせください。

インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

０１２０-２０５-５５３（受付時間　９：００～１７：００　土日祝除く）

７．取扱いにあたっての注意事項

⑴金額について

消費税率の上乗せや割引、店舗が直接行うポイント付与は行わないでください。他の商品と一緒に有料指定袋や処理券を販売する場合するは特に注意してください。

⑵購入者の支払い方法について

支払い方法に限定はありません。有料指定袋・処理券に関わらず、現金の他キャッシュレス決済での支払いにご対応いただきますようお願いいたします。

⑶指定袋・処理券の目的外使用は、契約解除の対象となりますので絶対に行わないでください。

８．手数料の払い戻し・有料指定袋等の交換について

⑴購入後まもなく、種目や大きさの誤りなどで有料指定袋等の払い戻しや交換を依頼された際、レシート等で貴店での購入と現品未使用を確認できる場合は、払い戻し・交換を行ってください。
※交換は等価で行ってください。例：可燃40ℓ1袋→不燃40ℓ1袋

⑵購入後に時間が経過している、あるいは未使用ではない有料指定袋等の払い戻しを購入者より依頼された場合、⑴に該当しない限り、払い戻しや交換を行う必要はありません。

⑶市民や事業者が、転出や廃業等により有料指定袋等を今後使う見込みがなくなった場合、所定の手続きにより購入の際に支払った代金（廃棄物処理手数料）が払い戻されます。払い戻しの手続きは、エコプラザ多摩（資源循環推進課収集担当）にて受付を行います。市民や事業者より袋の払い戻し等の申し出があった場合には、エコプラザ多摩（０４２－３３８－６８３６）に相談するようご案内をお願いします。

９．業務委託内容の変更及び契約の解除について

（1）契約変更

取扱品目に変更が生じた場合など、契約変更の手続きが必要な場合があります。その際は市から契約変更についてご連絡いたしますので手続きをお願いいたします。

また、代表者や店舗の住所、電話番号等が変わった場合は、速やかに「代表者等変更届」のご提出をお願いします。フランチャイズ経営等の取扱店で、契約者様が変更になる場合は、契約を一度解除し、新たな契約者様と契約の締結が必要になります。

（2）契約解除

事業の廃止等の理由により有料指定袋やごみ袋の取扱いを廃止する場合には、原則、解除予定日の９０日前までに「契約解除の申し出」の提出をお願いいたします。

なお、有料指定袋や処理券の在庫分については、現物を引き取りのうえ精算を行います。

１０．問い合わせ先

多摩市環境部資源循環推進課収集担当
TEL　０４２－３３８－６８３６
〒206-0024　多摩市諏訪６－３－２　エコプラザ多摩

資料１

第１号様式

整理番号	

令和　　年　　月　　日

多摩市長　殿

多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱申込書

取扱いを行う 店舗等の所在地	
会社名又は商号 （屋号）	
フリガナ 氏名又は代表者	印
業種	
電話番号	
事業開始年月	年　　月
休業日	毎週　　曜日　・　隔週　　曜日　・　毎月第　　曜日 その他（　　）・　年中無休
営業時間	午前・午後　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで その他（　　）・　２４時間営業
従事者数	人（うち取扱店の従事人数　常時　　人）

上記のとおり申し込みます。

住　　所

氏　　名　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

電話番号

ＦＡＸ番号

資料２

第２号様式

取扱店番号	No.

令和　　年　　月　　日

多摩市廃棄物処理手数料収納事務取扱店設置届

多摩市長　殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）　　印

令和　　年　　月　　日付、第　　号にて、締結した多摩市廃棄物処理手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に基づく廃棄物処理手数料収納事務取扱を行う店舗等を下記のとおり届出ます。

記

所在地	
店舗等の名称（屋号）	
電話番号	
その他	

資料３

第３号様式

取扱店番号	No.

令和　　年　　月　　日

代 理 人 届

多摩市長　殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）　　印

※法人の場合は、代表印（契約書と同様の印鑑）で届出てください。

令和　　年　　月　　日付、第　　号にて締結した多摩市廃棄物処理手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に関わる報告等に際して、下記の物に一切の権限を委任します。

記

所 在 地		
店舗等の名称（屋号）		
役　　職		
氏　　名		
使用印鑑 （代理人の方が実際に使用する印鑑を押印してください）		

資料４

第４号様式

取扱店番号	No.

令和　　年　　月　　日

使 用 印 鑑 届

多摩市長　殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）　　印

多摩市廃棄物処理手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に関わる報告等に際して、下記の印鑑を使用します。

記

使 用 印 鑑

資料５

第５号様式

取扱店番号	No.

令和　　年　　月　　日

代 表 者 等 変 更 届

多摩市長　殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）　　印

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

（該当する者に○をつけて下さい）

~~１　組織~~　　２　商号又は名称　　３　代表者　　４　代理人　　５　所在地

６　印鑑　　７　電話番号　　８　その他

変更事項	新		旧	
１　実印 ２　使用印 ３　代理人印				

資料６

第６号様式

取扱店番号	No.

令和　　年　　月　　日

契 約 解 除 の 申 し 出

多摩市長　殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）　　印

　　年　　月　　日付、第　　号にて締結した多摩市廃棄物処理手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約を下記の理由により解除したく、申し出ます。

記

契約解除の申し出を行う理由	
契約解除予定日	令和　　年　　月　　日

資料７

取扱店

家庭系ごみ有料指定袋

多摩市

【見本】

資料８

■350■

多摩市家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物有料指定袋等発注書
（ＦＡＸ専用）
大倉工業株式会社 東京支店 行　FAX 186-0120-998-530

ご依頼主	取扱店番号	1 3 2 2 4 - 7 0 0 1	取扱店印	
	取扱店名	エコプラザ多摩		
	電話番号		発注日	年　月　日

下記の通り発注します。　※発注締切り　配送日の前日　正午　12:00迄

品名		種類	商品番号		発注数			単位
家庭廃棄物有料指定袋	燃やせるごみ用 1箱25袋(250枚)入	ミニ袋 5L	1	1				箱
		小袋 10L	1	2				箱
		中袋 20L	1	3				箱
		大袋 40L	1	4				箱
	燃やせないごみ用 1箱25袋(250枚)入	小袋 10L	2	1				箱
		中袋 20L	2	2				箱
		大袋 40L	2	3				箱
		ミニ袋 5L	2	4				箱
	プラスチック用 1箱25袋(250枚)入	20L	3	1				箱
		40L	3	2				箱

*発注は各々の単位でお願いします。
*ご質問、及びご注文の確認等は、下記までご連絡願います。
問合せ先：大倉工業株式会社 東京支店環境製品課
電話番号　03-6912-5091　(受付時間　9:30～12:00, 13:00～17:00)

【見本】　　資料９

■350■

多摩市家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物有料指定袋等発注書
（ＦＡＸ専用）
大倉工業株式会社 東京支店 行　FAX 186-0120-998-530

ご依頼主	取扱店番号	1	3	2	2	4	－	7	0	0	1	取扱店印	
	取扱店名	エコプラザ多摩											
	電話番号				発注日	年　月　日							

下記の通り発注します。　　※発注締切り　配送日の前日　正午　12:00迄

品名			種類	商品番号		発注数			単位
家庭廃棄物有料指定袋	燃やせるごみ用 1箱25袋(250枚)入		ミニ袋 5L	1	1				箱
			小袋 10L	1	2				箱
			中袋 20L	1	3				箱
			大袋 40L	1	4				箱
	燃やせないごみ用 1箱25袋(250枚)入		小袋 10L	2	1				箱
			中袋 20L	2	2				箱
			大袋 40L	2	3				箱
			ミニ袋 5L	2	4				箱
	プラスチック用 1箱25袋(250枚)入		20L	3	1				箱
			40L	3	2				箱
事業系一般廃棄物 有料指定袋	燃やせるごみ	1セット5袋(100枚)	M袋　20L	4	1				セット
		1セット5袋(50枚)	L袋　40L	4	2				セット
	燃やせないごみ	1セット5袋(100枚)	M袋　20L	5	1				セット
		1セット5袋(50枚)	L袋　40L	5	2				セット
処理券	粗大ごみ処理券 1セット(5シート=50枚)		200円券	6	2				セット
			400円券	6	3				セット
	し尿処理券 1セット(5枚)		250円券	7	1				セット
			500円券	7	2				セット
			1,000円券	7	3				セット

*発注は各々の単位でお願いします。
*ご質問、及びご注文の確認等は、下記までご連絡願います。
問合せ先：大倉工業株式会社 東京支店環境製品課
電話番号　03-6912-5091　　(受付時間　9:30～12:00, 13:00～17:00)

資料１０

種別		ＪＡＮコード（内装）	ＪＡＮコード（外装）
家庭系廃棄物有料指定袋	燃やせるごみ　ミニ袋	49 05206 18331 0	49 05206 18335 8
	燃やせるごみ　小袋	49 05206 18332 7	49 05206 18336 5
	燃やせるごみ　中袋	49 05206 18333 4	49 05206 18337 2
	燃やせるごみ　大袋	49 05206 18334 1	49 05206 18338 9
	燃やせないごみ　ミニ袋	49 05206 23469 2	49 05206 23470 8
	燃やせないごみ　小袋	49 05206 23444 9	49 05206 23455 5
	燃やせないごみ　中袋	49 05206 23445 6	49 05206 23456 2
	燃やせないごみ　大袋	49 05206 23446 3	49 05206 23457 9
	プラスチック中袋	49 05206 23447 0	49 05206 23458 6
	プラスチック大袋	4 905206 236009	49 05206 236016
事業系一般廃棄物有料指定袋	燃やせるごみM袋２０ℓ	なし	49 05206 23462 3
	燃やせるごみＬ袋４０ℓ	なし	49 05206 23463 0
	燃やせないごみＭ２０ℓ	なし	49 05206 23464 7
	燃やせないごみＬ４０ℓ	なし	49 05206 23465 4
	燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用M袋２０ℓ	なし	49 05206 23604 7
	燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用Ｌ袋４０ℓ	なし	49 0520623605 4
粗大ごみ処理券	粗大ごみ処理券２００円券	49 05206 12903 5	なし
	粗大ごみ処理券４００円券	49 05206 12904 2	なし

資料１１

第8号様式の6（第30条の3関係）

年　　月　　日

多　摩　市　長　殿

住所又は所在地

申請者　氏名又は名称

電　話　番　号　（　　）　　－

事業系一般廃棄物処理依頼書

下記の事業系一般廃棄物の処理を依頼します。

記

区　　分	数　量	手　数　料	消費税 10％ 対　象　額	消　費　税
M袋 （20ℓ用・20枚入り）	袋	円		
L袋 （40ℓ用・10枚入り）	袋	円		
合　　計		円	円	円

登録番号

多摩市収納事務受託者　　印

（多摩市提出用）

資料１２

第７号様式

取扱店番号	No.

令和　　年　　月　　日

領 収 印 使 用 届

多摩市長　殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）　　印

令和　　年　　月　　日付、第　　号にて締結した多摩市廃棄物処理手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に関わる領収印に際しては、下記の印鑑を使用します。

記

領 収 印

資料１３

第８号様式

取扱店番号	No.

令和　　年　　月　　日

領 収 印 変 更 届

多摩市長　殿

多摩市収納事務受託者

所在地

社名（商号）

代表者（氏名）　　印

令和　　年　　月　　日付、第　　号にて締結した多摩市廃棄物処理手数料の収納及び家庭系廃棄物有料指定袋等の交付に関する業務委託契約に関わる領収印に際しては、下記の印鑑を使用します。

記

領収印（新）	領収印（旧）

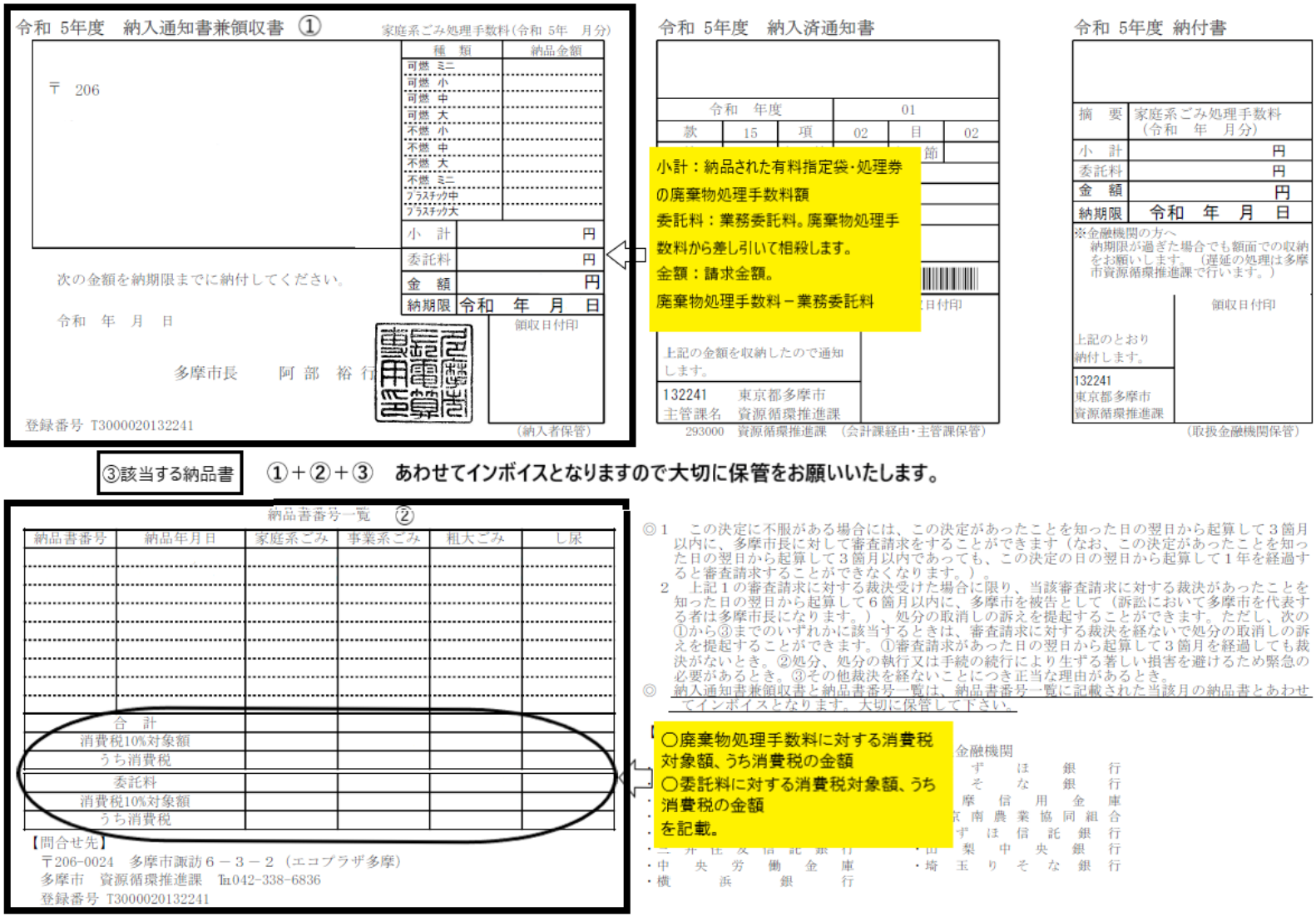

小計：納品された有料指定袋・処理券の廃棄物処理手数料額
委託料：業務委託料。廃棄物処理手数料から差し引いて相殺します。
金額：請求金額。
廃棄物処理手数料－業務委託料

③該当する納品書　①＋②＋③　**あわせてインボイスとなりますので大切に保管をお願いいたします。**

納品書番号一覧 ②

納品書番号	納品年月日	家庭系ごみ	事業系ごみ	粗大ごみ	し尿
合　計					
消費税10%対象額					
うち消費税					
委託料					
消費税10%対象額					
うち消費税					

【問合せ先】
〒206-0024　多摩市諏訪６－３－２（エコプラザ多摩）
多摩市　資源循環推進課　℡042-338-6836
登録番号 T3000020132241

○廃棄物処理手数料に対する消費税対象額、うち消費税の金額
○委託料に対する消費税対象額、うち消費税の金額
を記載。

◎1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、多摩市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
2　上記１の審査請求に対する裁決受けた場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、多摩市を被告として（訴訟において多摩市を代表する者は多摩市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
◎　納入通知書兼領収書と納品書番号一覧は、納品書番号一覧に記載された当該月の納品書とあわせてインボイスとなります。大切に保管して下さい。

金融機関
ずほ銀行
そな銀行
摩信用金庫
京南農業協同組合
ずほ信託銀行
梨中央銀行
埼玉りそな銀行
・二弁住友信託銀行
・中央労働金庫
・横浜銀行

資料１４